



呉市病後児保育事業委託業務事業者 公募型プロポーザルの実施について

呉市では、子育て家庭の支援のため、保育所型の病児・病後児保育事業の実施について、検討を重ね、実施施設にとって、預かる児童の病状が病気の「回復期」であるため急変などのリスクが低く、医療機関からの協力が得られやすい、病後児保育事業から取り組むこととしました。

については、以下のとおり、呉市病後児保育事業について、中央地区の委託事業者を選定する公募型プロポーザルの募集を行います。

1 業務の概要

- (1) 業務名称 呉市病後児保育事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月31日（火）※以降、毎年委託
- (4) スケジュール（予定）
 - ・参加申込書受付 令和7年2月10日（月）～2月20日（木）
 - ・事業計画書等受付 令和7年2月10日（月）～2月27日（木）
 - ・事業者選定委員会 令和7年3月上旬
 - ・契約締結 令和7年4月上旬

（参考）病児保育と病後児保育との比較

比較項目	病児保育	病後児保育
対 象 事 業	当面の症状の急変が認められないが、病気の「回復期に至らない」ことから集団保育が困難である。	病気の「回復期」であり、感染の恐れがあるため、集団保育が困難である。
受 入 れ の 決 定	医療機関に受診していただいた後、保護者と協議の上、施設側が受け入れの決定を行う。 ただし、医療機関で行う場合はその施設内で行う。 【当面の症状の急変が認められないことを証明】 ⇒協力医療機関の医師の証明が必要	医療機関に受診していただいた後、保護者と協議の上、施設側が受け入れの決定を行う ただし、医療機関で行う場合はその施設内で行う。 【集団保育が可能かどうかは（医師の治癒証明等に基づき）保育所等が判断】 ⇒預かるための受入基準を満たしていれば医師の証明は不要

呉市病後児保育事業委託業務仕様書

呉市病後児保育事業委託業務（以下「本業務」という。）については、次のとおり実施するものとする。

1 目的

本業務は、病気の回復期にある児童に対し、集団保育が困難な期間における一時的な保育サービスを病後児保育の実施施設（以下「施設」という。）が提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、安心して生み育てやすい環境を整備することを目的とする。

2 委託業務内容

呉市（以下「発注者」という。）が事業者（以下「受注者」という。）に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病気の回復期のため、集団保育や家庭内等での保育が困難な「3対象児童」に規定する児童の一時預かり及び保育
- (2) 利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務

3 対象児童

本業務の対象となる児童は、呉市、広島市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、竹原市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町、三原市、大竹市、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、三次市、邑南町、飯南町及び川本町に居住するおおむね生後6か月から小学6年生までの児童で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な者で保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難なもの
- (2) 発注者が別途定める受入基準に当てはまるもの

4 施設基準

本業務の実施場所となる施設（以下「施設」という。）は、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制を確保できる保育所等の児童福祉施設で、次の要件に適合するものとする。

施設・設備	要件	注意事項
保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員一人当たり1.98㎡ ・1室当たり8㎡以上 ・採光及び換気が確保されていること。 	病後児保育専用であること。 保育室と観察室（安静室）の導線が保育中は重ならないことが望ましい。
観察室又は安静室	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり3.3㎡以上 ・静養又は隔離の機能を有すること。 ・採光及び換気が確保されていること。 	
調理室（調乳室）	<ul style="list-style-type: none"> ・面積要件なし ・事業専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。 	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレが設けられていること。 ・区画されていること。 ・児童が安全に使用できること。 	病後児保育専用であることが望ましい。
避難経路	避難経路を確保するなど、非常災害時の避難に必要な設備を有すること。	
駐車・駐輪場	送迎時に利用できる駐車・駐輪スペースが確保されていること。	病後児保育専用であることが望ましい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育の実施に必要な設備、備品を有すること。 ・危険箇所（コンセント等）はカバー等の対策がとられていること。 	

〈その他留意すべき事項〉

- (1) 施設が商業施設その他学校や保育施設等と併設されており、同一建物内で複合的に事業が実施されている場合については、感染症等の拡大防止のため、当該同一建物内で職員等の往来ができないよう、施設

と他の商業施設等とが壁等で分けられ、入り口が別になっていること。

ただし、医療機関併設型である場合は、この限りでない。

- (2) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の保育に適した場所とすること。
- (3) 施設は、受注者が所有し、又は賃借する物件とし、賃借する物件の場合は、本業務の実施場所となることについて、物件所有者の承諾を得ていること。
- (4) 前号に規定する物件は、新耐震基準を満たしていること（昭和56年以前に完成した建物については、耐震調査を実施し、新耐震基準と同等の基準を満たしていること又は新耐震基準に適合する耐震補強済みであること。）
- (5) 施設が建物の2階以上にある場合は、特に慎重に非常災害対策に取り組むこと。

5 定員

本業務で受け入れる児童の定員は、5名以上とする。

ただし、受入れ児童の年齢や病状等を考慮し、医療上の観点より、安全確保のために必要があると判断する場合は、施設の利用及び受入れ児童数を制限することができる。

6 児童の受入れについて

受注者は、児童を受け入れるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 登録及び予約受付

ア 病後児保育を利用しようとする児童の保護者は、施設の利用予約を行う前に発注者が指定する病児病後児保育登録予約システムのアカウント登録を必須とする。

イ 施設の予約受付管理は発注者が指定する病児病後児保育登録予約システムを使用し、必要に応じて電話での予約受付も行うこと。

ウ 夜間等施設実施時間外も施設の予約受付ができる設定とすること。

※ 病児病後児保育登録予約システムの概要は、次のとおりとする。

(ア) インターネット上で利用予約、予約のキャンセル及びキャンセル待ちができること。

(イ) 24時間いつでも空き状況の確認や予約、キャンセルができること。

(ウ) 病後児保育室では、日ごとの予約状況を一覧で確認できること。

(エ) システム利用料については発注者が負担する。

(オ) 対応OS及びブラウザは、次のとおりとする。

OS	MicrosoftWindows10, AppleMacOSX 以上, iOS, Android
ブラウザ	InternetExplorer11 以降, FireFox, GoogleChrome, Safari, Edge

(2) 保育の受入れ

施設は、利用初日に保護者と協議を行い、発注者が別途定める受入れ基準に該当していることを条件に病後児保育利用の可否を決定すること。

7 保育内容

(1) 基本事項

- ア 受注者自らが保育を実施すること。
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令，通知等を遵守し，発注者，児童等及び保護者等に対し，誠意を持って業務を遂行すること。
- ウ 体温の管理その他健康状態を適切に把握するとともに，複数の児童を受け入れる場合は，他の児童への感染に配慮すること。
- エ 利用児童に対しては，睡眠時のブレスチェックを行うなどSIDS（乳幼児突発死症候群）や他の事故を防ぐため，安全かつ適切な処遇に努めること。
- オ 児童の受入れに際して，必要に応じて予防接種の状況を確認すること。
- カ 保護者からの申請がある場合又は医師が必要と判断した場合は，吸入や投薬などの処置を行うこと。
- キ 保育中に事故が生じた場合には速やかに発注者に報告し，必要な対応を行うこと。

(2) 日常業務

- ア 利用児童の状態に応じた保育（遊び，食事，ミルク，おやつ，午睡，排泄，手洗い，着替えの介助及びおむつ交換），保育の受入れから引渡しまでの保護その他保育に必要な業務
- イ 保護者との連絡調整及び利用児童の持ち物等の管理
- ウ 保育日誌や連絡帳等，保護者が保育内容を把握できる書類の記入
- エ 児童の状態悪化による緊急連絡等
- オ 保護者からの利用料等の徴収，領収書の発行及び管理
- カ 施設での事故，犯罪，災害等安全に係る通報及び連絡

8 職員の配置

- (1) 受注者は業務の実施に当たり、職員として病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

なお、医師が常駐しない場所で保育を行う場合は、上記基準を満たした上で、国の補助制度である「体調不良児対応型事業」を併設する保育所等で同時に実施するなど、別途、看護師等を保育所等にも常駐させることが望ましい。

看護師等及び保育士の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

(ア)～(エ)の要件を全て満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

(イ) 病後児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病後児保育施設と看護師等が病後児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆け付けることができる職員体制が確保されていること。

(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた看護師等及び保育士が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は看護師等及び保育士の常駐を要件としない。

- (2) 配置状況を確認するため、受注者は病後児の看護及び保育を担当する者の雇用に関する書類を事業実施前に発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供、巡回支援等を実施すること。
- (4) 受注者は、職員に対し、病後児保育研修を受講させ、職員の資質の向上に努めるものとする。

9 医療機関との連携等

受注者が保育所等の児童福祉施設の場合は、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制について次のとおりとする。

- (1) 発注者は、受注者が緊急時に児童を受け入れてもらうための救急医療機関についてあらかじめ協力を依頼する。
- (2) 発注者は、受注者が、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言等を行う医療機関として「病後児保育アドバイザー（指導医）」を定める。

10 実施日時等

本業務の実施日時は、次のとおりとする。ただし、発注者が必要と認めたときは、利用時間及び休日を変更することができる。

- (1) 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

なお、事業運営に問題がなければ、発注者と協議の上、令和8年度以降も本業務を継続することができる。

- (2) 本業務の実施日は、月曜日から土曜のうち5日間以上とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは除くものとする。
- (3) 本業務の実施時間は、午前7時30分から午後7時までのうち9時間以上とする。

11 費用負担

- (1) 呉市内に居住する利用者については、利用に関する費用を免除し、発注者が負担するものとする。
- (2) 呉市外に居住する利用者については、受注者は、その利用に要する費用の一部として1日当たり2,000円を徴収するものとする。
- (3) 受注者は、当該事業の利用者が必要とした食事代について、その実費分を徴収することができる。

12 事業報告

受注者は、年度終了後、速やかに病後児保育事業実績報告書により発注者に報告するものとする。この際、病後児保育事業収支決算書を添付するものとする。

13 損害賠償及び各種保険の加入等

- (1) 受注者は、その責めに帰する理由により、事業の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者は、委託事業の実施に当たり、利用者等を対象とする傷害保険・損害賠償保険に加入しなければならない。また、事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、当該事故に係る保険金等の請求の手続を行うこととする。

1.4 業務委託料

発注者は予算の範囲内において、委託料として運営に掛かった経費のうち、委託料17,625,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限として支払うものとする。

なお、契約金額の詳細については、優先交渉権の選定後に協議を行い決定するものとする。

1.5 施設整備補助金及び開設準備補助金

発注者は、予算の範囲内において、次に掲げる経費を支払うものとする。

施設整備補助金	1か所当たり上限 33,344,000円
施設改修費等	1か所当たり上限 6,000,000円
礼金及び賃借料 (開設前月分)	1か所当たり上限 600,000円

※ 令和7年度に支払われたものに限る。

1.6 会計経理方法

受注者は、発注者から受領した委託料の経理については、他の会計と区分して処理しなければならない。

1.7 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を再委託してはならない。また、本業務の契約により生じる権利義務を譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面によりあらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

1.8 契約の解除権

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本業務の契約を解除することができる。

ア 受注者が本業務の契約を履行する見込みがないと認められるとき。

イ 受注者が本業務の契約の履行に当たり、不誠実と認められるとき。

- ウ 前2号のほか，この仕様書及び契約書の条項に違反したとき。
- (2) 発注者は，前項の規定に基づき本業務の契約を解除したとき，受注者に損害が生じてても，その賠償の責を負わない。

19 秘密の保持

受注者は，業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

20 関係書類の保管

受注者は，本業務を実施するに当たり作成した書類について，契約期間終了後10年間保管しなければならない。

21 協議事項

この仕様書及び契約の履行について生じた疑義及び定めのない事項については，法令その他の慣習に従うほか，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。